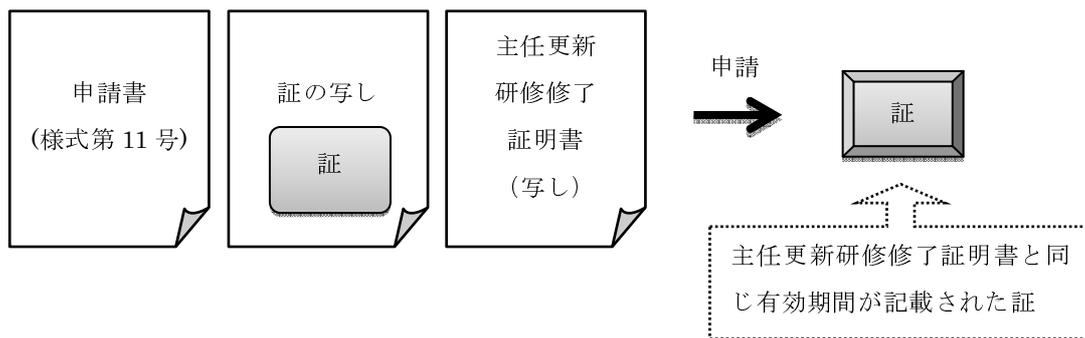


「介護支援専門員証の更新」について (主任介護支援専門員更新研修修了者の方)

- 主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者に係る介護支援専門員証の更新手続きについては、「「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について（H29.5.19 厚労省老健局長通知）」の規定により、主任更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間を、原則として、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換え、両方の有効期間を揃えることとなりました。
- 主任更新研修修了者は、介護支援専門員証の有効期間を主任更新研修修了証明書の有効期間に更新致しますので、介護支援専門員証の更新申請手続きをお願いします。
- なお、現在お持ちの介護支援専門員証と有効期間を揃えないことも可能です。有効期間を揃えないことを希望する方は、介護支援専門員証の更新申請時に申出書を添付してください。この場合は、遅くとも介護支援専門員証の有効期間が満了する1か月前までには更新申請手続きをしてください。更新申請手続きを忘れた場合は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員としての業務に従事できなくなります。

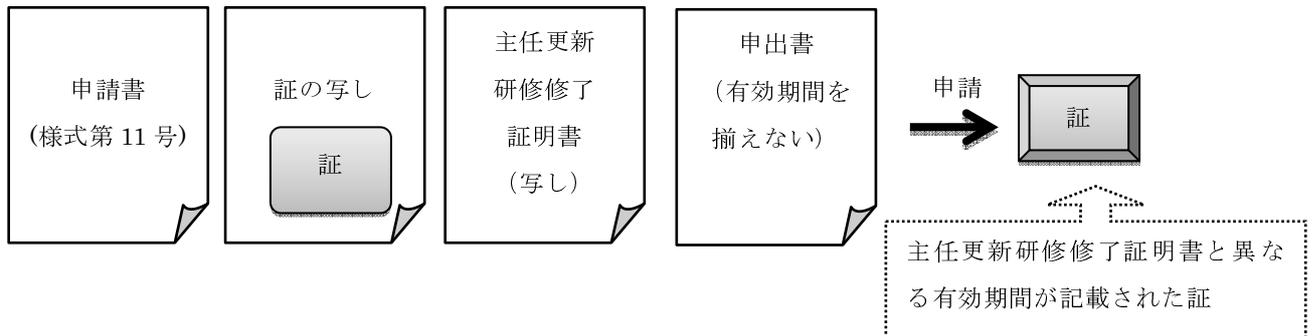
有効期間を揃える人

申請時期：主任更新研修修了後から県が指定する日まで



有効期間を揃えない人

申請時期：証の有効期間が満了する1年前から1か月前まで（介護支援専門員証の更新と同様）



※介護支援専門員と主任介護支援専門員の更新時期が異なるため、両方の有効期間を把握しておく必要があります。なお、更新申請手続きを忘れた場合は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員としての業務に従事できなくなります。

●お問合せ先● ※問い合わせ時間は8時30分から12時、13時から17時です。
部 署 広島県健康福祉局 医療介護計画課
電 話 082-513-3206

●主任介護支援専門員の更新については、広島県ホームページでもご覧になれます●

トップページ> 健康・福祉 > 高齢者・障害者福祉等> 介護保険 > 介護支援専門員 > 主任介護支援専門員の更新制度について